

# 令和5～7年度 那覇・南風原クリーンセンター空調設備保守点検 業務委託（長期継続契約）仕様書

## 1. 目的

本業務は、那覇・南風原クリーンセンター空調設備を常に良好な状態に維持するとともに、故障の未然防止を図ることを目的とする。

## 2. 業務委託期間

令和5年4月1日から令和8年3月31日までとする。

（長期継続契約）

この入札に係る契約は那覇市・南風原町環境施設組合長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成22年那覇市・南風原町環境施設組合条例第1号）第2条第2号の規定に基づく長期継続契約であるため、契約を締結した年度の翌年度以降において、各年度における長期継続契約の経費予算の範囲内で契約を締結又は契約を継続するものであり、当該契約に係る支出予算減額または削除があった場合、この契約を変更又は解除することができるものとする。

## 3. 業務委託対象となる空調設備の表示

- 1) 所在地 : 南風原町字新川650番地
- 2) 製造メーカー : Panasonic
- 3) 空調機型式 : ヒートポンプ式パッケージエアコンディショナ  
(ビル用マルチエアコン)
- 4) 機器台数  
・工場棟：室内機126台、室外機44台、  
全熱交換器ユニット8台  
・計量棟：室内機1台、室外機1台

## 4. 業務委託内容

業務委託内容は、次のとおりとする。

- 1) 保守点検回数は年2回とする（シーズンイン、シーズンアウトの2回）
- 2) 保守点検の内容等は次のとおりとする  
(異音、振動の確認及び清掃、3) にあげている軽微な消耗品や作業を含む)
  - (1) 室内機
    - ア) ファンモーターの異音・振動
    - イ) エアークフィルターの清掃
    - ウ) 蒸発器の清掃及び詰まり確認
    - エ) 冷風・温風の温度測定
    - オ) ハウジングファンの確認
  - (2) 室外機
    - ア) ガス圧力確認

- イ) 冷媒配管温度測定
- ウ) ファンモーターの異音・振動
- エ) 圧縮機の異音・振動
- オ) 凝縮器の腐食・詰まり確認
- カ) プロペラファンのひび割れ・破損
- キ) 伝送部の腐食・破損
- ク) 室外機の腐食・破損
- ケ) 電圧・電流・絶縁値の測定
- (3) 全熱交換器ユニット
  - ア) ファンモーターの異音・振動
  - イ) ファンの汚れ・詰まり
  - ウ) エアフィルター、エレメントの汚れ・詰まり
- 3) 下記の消耗品は、受注者負担とする
  - (1) 作業に必要なブラシ、ウエス等
  - (2) 表示ランプ、ヒューズ類等
  - (3) ビニールテープ、パッキン類等
  - (4) オイル・グリス等（注入用）
  - (6) ビス・ナット・ワッシャー等
  - (7) 漏洩検査用アルコール・石けん等
- 4) その他の取替えを要する部品等の費用については、双方協議するものとする。
- 5) 本仕様書に明記無き事項といえども、空調設備運転機能上、点検調節等を必要とするものは本契約に含まれるものとする
- 6) 保守点検の日時については、当組合担当者と調整し決定するものとする。

## 5. 準拠規格

本業務委託の遂行にあたっては、必要な法令・規格に基づくものとし、その他、電気・機械に関する技術基準を定める省令及び告示、最新の規格等、関係法令に従って施行するものとする。

## 6. 整備

保守点検を行い運転調整の結果、異常個所が発見された場合は、速やかに当組合担当者に報告し、機器の復旧に要する費用の見積もりを提出しなければならない。なお、見積書作成・提出に係る費用等は本保守点検業務に含まれるものとする。

## 7. 異常時の処置

保守物件に異常及び故障が生じたときは、その都度状況に応じた点検・報告を行うものとし、敏速に対応すること。点検終了後に、受託者は委託者に報告及び機器の復旧に要する費用の見積もりを提出しなければならない。なお、点検・報告及び見積書作成・提出に係る費用等は、本保守点検業務に含まれるものとする。

また、本仕様書4. 3)にある軽微な作業や修繕についても保守点検業務に含まれるものとする。

#### 8. 報告

保守点検終了後は、速やかに作業点検報告書を提出するものとする。ただし、異常、故障及び修繕の必要がある場合は、ただちに報告するものとする。

#### 9. 協議

この仕様書に定めていない事項について定める必要が生じたとき、又はこの仕様書に定める事項について疑義が生じたときは、双方協議のうえ定める。

#### 10. その他

第三者委託（下請け）は不可とする。